



資料 2

(27.3.13)

規制改革会議 第14回地域活性化WG提出資料

平成27年3月13日

厚生労働省

1 . 旅館業の定義

旅館業法（昭和23年法律第138号）において、旅館業とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることとされ、「宿泊」とは「寝具を使用して施設（ホテル、旅館等）を利用すること」とされている。

「営業」とは、施設の提供が、「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうかで判断している。

「人を宿泊させる営業」とは、アパート等の貸室業との関連でみると、

施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。

施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること。

の2点に該当するか否かで判断している。

（注）「宿泊料を受けること」が要件となっており、宿泊料を徴収しない場合は、旅館業法の適用を受けない。

2 . 旅館業の種別

ホ テ ル 営 業

- 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

旅 館 営 業

- 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

簡 易 宿 所 営 業

- 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

下 宿 営 業

- 施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

3 . 構造設備の主な基準

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
客室数	客室の数は、10室以上であること。	客室の数は、5室以上であること。	-
客室床面積	洋式の構造設備による客室の床面積は、9平方メートル以上であること。	和式の構造設備による客室の床面積は、7平方メートル以上であること。	客室の延床面積は、33平方メートル以上であること。
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。	同左	-
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	同左	同左
入浴設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	同左
その他	都道府県（保健所を設置する市又は特別区）にあっては、市又は特別区。）が条例で定める構造設備の基準に適合すること。	同左	同左

4 . 構造設備基準の特例

- 旅館業の許可を受けるためには、前記構造設備の基準を満たす必要があるが、旅館業法施行令第2条により、構造設備の基準の特例を設けることができることとされており、具体的には、旅館業法施行規則第5条で定められている。

(旅館業法施行規則第5条による特例)

- 1 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設の場合
客室数、客室の床面積、玄関帳場等の基準を適用しない。
- 2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度が低いものの場合
客室数、客室の床面積、玄関帳場等の基準を適用しない。
- 3 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設の場合
客室数、客室の床面積、玄関帳場等の基準を適用しない。
- 4 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設の場合
客室延床面積の基準を適用しない。
- 5 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在る伝統的建造物の場合
玄関帳場の代替設備等による対応を認める。

5 . 御提案に関する考え方について

- 旅館業法は、宿泊客が頻繁に入れ替わることを前提に、感染症の感染やまん延防止等をはじめとする公衆衛生の確保の必要性から、施設の構造設備基準や運営上必要となる衛生措置、宿泊者名簿の備付け義務等を定めているものである。

いわゆる民泊についても、宿泊施設を提供する者が業として行う場合には、旅館業法の適用を受ける。

営業者が旅館業を行うためには、旅館業以外にも建築基準法や消防法等の関係法律の基準を満たす必要があり、これまでも関係省庁との連携を図ってきたところ。

- 一方で、前述のとおり、構造設備の基準の特例を設けることにより、施設の特性や、季節的状況、地理的状況、地域における宿泊施設の需給状況等による対応ができることとしており、御提案の内容についても、その運用の中で、どのような対応が可能か検討したい。